

茨城県災害対策本部が被ばく管理を行う 防災業務関係者の範囲及び放射線防護に係る指標の設定について

原子力安全対策課

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）において、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとしていることから、茨城県災害対策本部（以下、「県本部」という。）が被ばく管理を行う防災業務関係者の範囲及び放射線防護に係る指標について次のとおり定める。

1 県が被ばく管理の対象とする防災業務関係者の範囲

- （１）県本部に属する被ばくの可能性がある環境下で緊急時応急対策に従事する者（警備対策部に属する者及び被ばく管理の定めがある組織から県本部へ派遣される者は除く）。
- （２）県本部から緊急時モニタリングセンター等に派遣される者
- （３）県本部が被ばくの可能性がある環境下で緊急時応急対策に従事することを要請した組織のうち、独自では被ばく管理等が困難な組織に属する緊急時応急対策に従事する者

2 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

実効線量で５年間に付き 100mSv かつ 1 年間に付き 50mSv（ただし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合においては、実効線量で 100mSv）を上限とする。

3 被ばく線量の管理方法

別途定めるマニュアルによるものとする。

4 適用日

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）において、本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標についての改定がなされた日から適用する。

以上